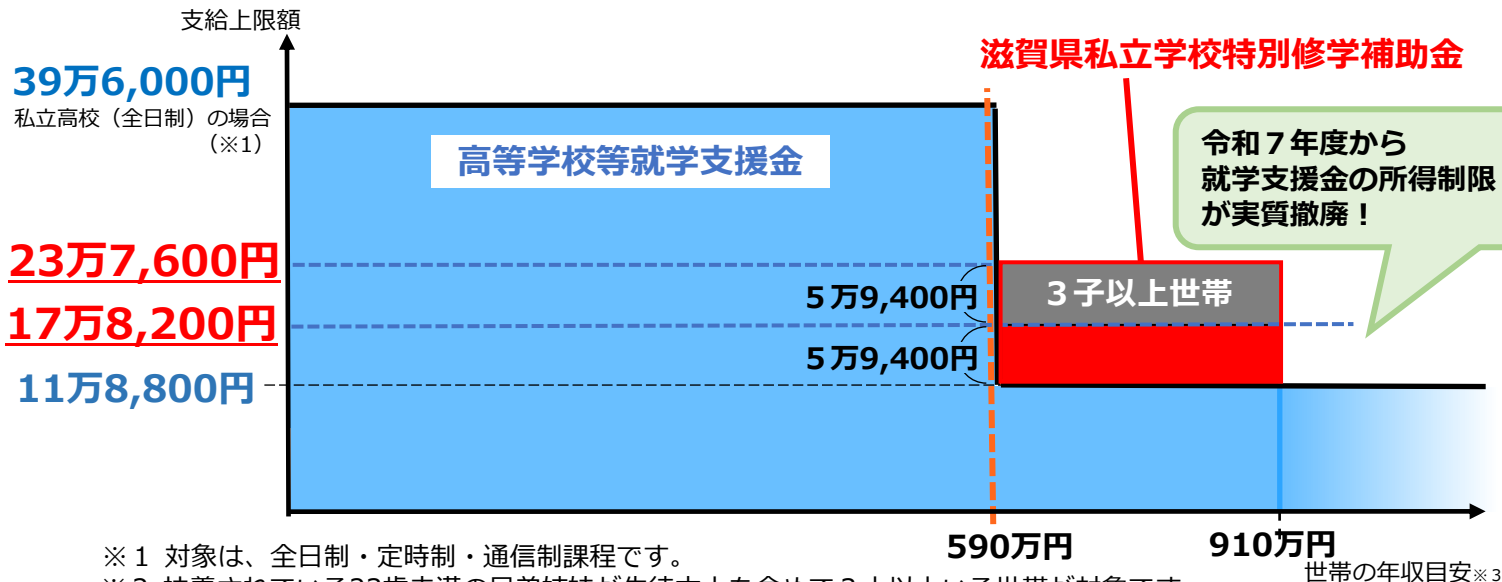


滋賀県私立学校特別修学補助金

令和6年度から多子世帯加算制度開始

滋賀県では、県内私立高等学校等が授業料減免した場合、当該学校法人に補助を行い、生徒の修学を支援しています。



※1 対象は、全日制・定時制・通信制課程です。

※2 扶養されている23歳未満の兄弟姉妹が生徒本人を含めて3人以上いる世帯が対象です。

※3 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。

補助金額・支給要件

補助金額：年額 **59,400円**（月額4,950円）※**全日制の場合**（通信制の場合は単位ごとに補助）

うち3子以上世帯…年額**59,400円**（月額4,950円）**加算**

令和6年度から
スタート!!

支給要件

- ・滋賀県内の私立高等学校等（全日制・定時制・通信制）に在籍すること。
- ・生徒の保護者等が県内居住者であること。
- ・所得要件（年収目安590万円～910万円。高等学校等就学支援金において加算なしの支給対象者）を満たすこと。

所得要件は次の計算式（両親2人分の合計額）により判定します。

【計算式】

市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

⇒ 算出額が **15万4,500円以上 30万4,200円未満** に該当

◎所得要件の判定基準の詳細や支援対象となる年収目安(例)▶裏面へ

【注】以下の場合には補助対象外です。

- ・県外の学校に在籍している。
- ・保護者等が滋賀県に居住していない。
- ・休学中である。
- ・滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金の貸与を受けている。

お申込みについて

学校から案内がありますので、学校を通じて申請してください。（例年、**夏季休業前後の時期**）

お問い合わせ先

滋賀県子ども若者部

子ども若者政策・私学振興課

私学振興係 TEL 077-528-3271



（滋賀県ホームページ）



滋賀県私立学校特別修学補助金

検索





支援対象となる世帯の年収目安（例）

（文部科学省ホームページより引用）

	子の数	対象となる年収目安
両親共働きの 場合	子1人(高校生) 扶養控除対象者が1人の場合	約660万円～約1,030万円
	子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	約660万円～約1,030万円
	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	約720万円～約1,070万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	約740万円～約1,090万円
	子3人(大学生・高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	約740万円～約1,090万円
両親のうち 一方が働いて いる場合	子1人(高校生) 扶養控除対象者が1人の場合	約590万円～約910万円
	子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	約590万円～約910万円
	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	約640万円～約950万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	約650万円～約960万円
	子3人(大学生・高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	約650万円～約960万円

※1 子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とします。

※2 給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算しています。

※3 配偶者控除対象となっている場合、一方が働いている場合とみなします。

判定基準

○次の計算式（両親2人分の合計額）により判定

【計算式】

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額

154,500円以上、304,200円未満



ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「わたしの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP



高等学校等就学支援金

支給額：最大118,800円



滋賀県私立学校特別修学補助金

補助金額：最大59,400円

多子世帯加算：最大59,400円

…計 178,200円

…計 237,600円

お問い合わせ先

滋賀県子ども若者部

子ども若者政策・私学振興課

私学振興係 TEL 077-528-3271



（滋賀県ホームページ）



滋賀県私立学校特別修学補助金

検索

